

神勞発基 0305 第 5 号
令和 7 年 3 月 5 日

(一社) 神奈川県経営者協会会長 殿

神奈川県労働局長
(公印省略)

令和 7 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成 29 年からは「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

神奈川県労働局管内の令和 6 年の職場における熱中症の発生状況(令和 7 年 1 月 31 日時点の速報値。別紙参照)をみると、死亡を含む休業 4 日以上の死傷者数は 75 人で、うち死亡者数は製造業の 1 人となっています。死傷者数を業種別にみると、運送業が 2 年連続して最多の 15 人、次いで建設業が 13 人となっています。また、警備業が前年比でほぼ倍増の 11 人となっています。年齢別にみると、50 歳代の 25 人(うち 1 人は死亡)、60 歳代の 16 人など被災者のほぼ 2 / 3 が 50 歳以上となっています。

災害からは、暑さ指数(WBGT)を把握せず、その結果、WBGT 基準値に応じた必要な措置を講じていなかった事例、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった事例、「体調不良を感じたが休憩を取りながら業務を継続していたところ容態が悪化した」、「体調不良があり休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった事例、持病が熱中症の発症に影響を及ぼした事例も見られ、職場における熱中症予防対策の一層の徹底が求められます。

については、令和 7 年の本キャンペーンを、別添の令和 7 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱(以下「要綱」という。)のとおり実施します。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。